

運 営 規 程

＜基準該当生活介護＞

社会福祉法人 東和福社会 デイサービスセンター 寝屋川苑

デイサービスセンター寝屋川苑 基準該当生活介護事業 運営規程

この規程は、指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下、「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）である社会福祉法人東和福祉会デイサービスセンター寝屋川苑が障害者に対して生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下、「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者として、指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護を提供するにあたり、その事業の運営についての重要事項を定めたものである。

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人東和福祉会が設置する社会福祉法人東和福祉会デイサービスセンター寝屋川苑（以下、「事業所」という。）において実施する基準該当生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、基準該当生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な基準該当生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 基準該当生活介護の提供にあたって、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）との連携に努めるものとする。
 - 3 基準該当生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る障害福祉サービス事業者等へ情報の提供を行う。
 - 4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人東和福祉会 デイサービスセンター寝屋川苑
- (2) 所在地 寝屋川市宇谷町1番36号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている基準該当生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 4名 (常勤 4名)

※4名ともに管理者又は、介護職員と兼務

生活相談員は、事業所に対する基準該当生活介護の利用の申し込みに係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 介護職員 11名 (常勤 11名)

※4名は、生活相談員と兼務

介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び助言を行う。

- (4) 看護職員 4名 (常勤 3名 非常勤 1名)

※3名ともに機能訓練指導員と兼務

看護職員は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

- (5) 機能訓練指導員 3名 (常勤 3名)

※3名ともに看護職員と兼務

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。(祝日含む)
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日30名とする。

1単位目30名

(基準該当生活介護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において、基準該当生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)

- (2) 知的障害者（１８歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（１８歳未満の者を除く）

（基準該当生活介護の内容）

第８条 基準該当生活介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス（昼食、夕食）
- (3) 生活指導（相談、援助等）
- (4) レクリエーション、創作的活動
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎

（利用者から受領する費用の額等）

第９条 基準該当生活介護を提供した際には、利用者から当該基準該当生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２ 法定代理受領を行わない指定基準該当生活介護を提供した際は、利用者から障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号。以下、「法」という。）第２９条第３項の規定により算定された介護給付費の額に９０分の１００を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定基準該当生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３ 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

- (1) 喫茶代(食材費) １回につき １５０円
- (2) レクリエーション活動費（材料費） １月 ２００円
- (3) 食事の提供に係る費用
 - (ア) 昼食 １食につき ５５０円（食事提供加算がない方）
 - (イ) 昼食 １食につき ２５０円（食事提供加算がある方）
 - (ウ) 夕食 １食につき ５００円（実費）

ただし、障害者自立支援法施行令（平成１８年政令第１０号。以下「令」という。）第１７条第１項第２号から第４号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、１日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(4) 送迎サービスの提供に係る費用

事業所から10キロメートル未満 1回(片道)につき150円
ただし、それを超えるものについては、1キロメートル毎に50円加算する。

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、寝屋川市の区域とする。

(衛生管理等)

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又まん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は、基準該当生活介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービ

ス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 基準該当生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する基準該当生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する基準該当生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 基準該当生活介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した基準該当生活介護に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した基準該当生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での障害福祉サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する留意事項)

第19条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、基準該当生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成17年11月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年10月 5日から施行する。